銚子スポーツタウン宿泊約款

20250506

第１条（適用範囲）

第1項　当宿泊施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

第2項　当宿泊施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第２条（宿泊契約の申込み）

第1項　当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

（１）　宿泊者名

（２）　宿泊日及び到着予定時刻

（３）　宿泊料金（原則として別表第１の基本宿泊料による。）

（４）　その他当宿泊施設が必要と認める事項

第2項　宿泊客が、宿泊中に前項第２号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第３条（宿泊契約の成立等）

第1項　宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第2項　前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3 日を超えるときは 3 日間）の基本宿泊料を限度として当宿泊施設が定める申込金を、当宿泊施設が指定する日までにお支払いいただきます。

第3項　申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第６条及び第18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

第4項　第２項の申込金を同項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿泊施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第４条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

第1項　前条第 2 項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

第2項　宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿泊施設が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第 5 条（宿泊契約締結の拒否）

第1項　当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

（１）　宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

（２）　満室（員）により客室の余裕がないとき。

（３）　宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

（４）　宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められる場合

（５）　宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められた場合

（６）　天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができない場合

（７）　宿泊しようとする者が泥酔などにより他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合

（８）　宿泊しようとする者が暴力団、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）である場合

（９）　宿泊しようとする者が暴力団等反社会勢力が事業活動を支配する法人その他の団体である場合

（１０）　宿泊しようとする者が法人でその役員に暴力団等反社会勢力に該当する者がある場合

（１１）　宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合

（１２）　宿泊しようとする者が当宿泊施設もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行なった場合

（１３）　都道府県条例等により規定された項目に該当する場合

第 6 条（宿泊客の契約解除権）

第1項　宿泊客は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

第2項　当宿泊施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当宿泊施設が申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第 2 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿泊施設が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当宿泊施設が宿泊客に告知したときに限ります。

第3項　当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第７条（当宿泊施設の契約解除権）

第1項　当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除する事があります。

（１）　宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき

（２）　宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき

（３）　宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

（４）　天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき

（５）　寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき

（６）　宿泊客が次の事由に該当する場合、宿泊契約を解除するものとします（ご予約後、あるいはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。）

イ）暴力団等反社会勢力である場合

ロ）暴力団等反社会勢力が事業活動を支配する法人その他の団体である場合

ハ）法人でその役員に暴力団等反社会勢力に該当する者がいる場合

ニ）他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合

ホ）当宿泊施設もしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行った場合

（７）　暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求およびこれに類する行為が認められる場合、直ちに当宿泊施設のご利用はお断りいたします。また、かつて同様な行為をされた方についてもお断りいたします。

（８）　当宿泊施設をご利用する方が心身耗弱、薬品等による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他の宿泊客に危険や恐怖感、不安感を及ぼすおそれがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。

（９）　館内および客室内で大声、放歌および喧擾な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、また、とばくや公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断りいたします。

（１０）　その他上記各事項に類する行為のあるときは、ご利用をお断りいたします。

第2項　当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第８条（宿泊者の登録）

第1項　宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

（１）　宿泊客の氏名、年令性別、住所及び職業

（２）　外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

（３）　出発日及び出発予定時刻

（４）　その他当宿泊施設が必要と認める事項

第2項　宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 9 条（客室の使用時間）

第1項　宿泊客が当宿泊施設の客室を使用出来る時間は午後 3 時から翌朝 9 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発時を除き、終日使用することができます。

第2項　当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

（１）　チェックアウト時刻より 1 時間毎 1,100 円追加（税込）

（２）　午後 3 時以降は、室料の全額

第 10 条（利用規則の遵守）

第1項　宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条（営業時間）

第1項　当宿泊施設の施設等の営業時間は、ホームページ、備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービス案内などでご案内いたします。

第2項　前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更する事があります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条（料金の支払い）

第1項　宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳および算定方法は、別表第一に掲げるところによります。

第2項　前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当宿泊施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当宿泊施設が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

第3項　当宿泊施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能となった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 13 条（当宿泊施設の責任）

第1項　当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 14 条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

第1項　当宿泊施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

第2項　当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条（寄託物等の取り扱い）

第1項　宿泊客がフロントに預けた物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当宿泊施設がその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当宿泊施設は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

第2項　宿泊客が、当宿泊施設内に持ち込んだ物品または貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当宿泊施設の故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊施設は、その損害を賠償します。

ただし宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告がなかったものについては、15 万円を限度として当宿泊施設は、その損害を賠償します。

第 16 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第1項　宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着時に当宿泊施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

第2項　宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。

ただし所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。

第3項　前 2 項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管について当宿泊施設の責任は、第 1 項の場合においては前条第 1 項の規定に準ずるものとします。

第 17 条（駐車の責任）

第1項　宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

ただし駐車場の管理に当たり、当宿泊施設の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条（宿泊者の責任）

第1項　宿泊者の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第１：宿泊料金の算定方法（第２条第１項、第３条第３項）

区分		内容
宿泊者が 支払うべき 総額	宿泊料金	1、基本宿泊料（室料金） 2、サービス料（基本宿泊料に含む）
	追加料金	3、飲食料およびその他の利用料金 4、サービス料（利用料に含む）
	税額	5、消費税

（注）1. 宿泊料金は館内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。

別表第２：違約金（第６条第２項関係）

	不泊	当日	前日	2日～ 5日前	6日～ 15日前	16日～ 30日前	31日～ 45日前	46日～ 60日前	61日～ 90日前	91日～ 120日前	121日前 迄
	100	100	100	100	80	50	50	50	20	20	0